

総務 常任委員会

委員会審査報告

厚生文教 常任委員会

●財産の無償譲渡 （旧朝地小学校体育館等）

平成16年4月に朝地小学校の校舎が新築されたことに伴う旧朝地小学校の跡施設です。地域活性化等を目的とした豊後の大地（現時点では任意団体）から活動拠点として利用したいとの要望があり、無償譲渡するものです。

●体育館の耐震性は。

問 昭和56年以前の建物のため現在の建築基準法による耐震力は判断されていない。譲渡を希望する団体にはその点も含めて了解の上、利用していただく。

●修繕する部分があるのか。

答 市からの修繕等は行わない。最善の管理をする中で活動し、解体も含めて自己責任ということに理解していただくつもりである。

【その他の付託案件】
●豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部改正
●豊後大野市火災予防条例の一部改正
●豊後大野市地方財政の充実・強化を求めた国への意見書提出に関する請願

●安倍内閣が進める 集団的自衛権容認に反対する請願書

豊後大野市議会基本条例第17条に基づく自由討議を行いました。以下、主な意見です。

意見 日本を取り巻く情勢が変化している中、慎重に考えたほうがいいと思う。意見書案の集団的自衛権行使容認に強く反対しその動きを中止することを強く求めるといふ点については、慎重な行動と乖離するのではないかと。

意見 日本国民を守る、日本の国を守るという点では場合によっては必要ではないかと思うが、国民の意見を十分聞いた上で慎重に決定していただきたい。今は継続審査をお願いしたい。

意見 継続審査にしても早急に決まることにはならない。意見書の文面が変わる可能性はないし、継続についての賛否ではなく、この意見書提出の賛否について今の時点で結論を出しておくべきと思う。

●少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元及び制度の拡充を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

以下、賛成と反対の討論です。

反対 国は三位一体改革を推進し、財政改革の最中である。3分の1の減額分の補填として税額を移譲し、普通交付税で措置されている。やはり財政改革が一番大事ではなからうか。

賛成 自治体によって差がでる懸念があるので、やはり教育費は、国が負担し、等しく、皆が教育を受けられる環境づくりが必要ではないかと思う。

反対 国がなぜ減額したのか。そこを考えるとやはり小さな政府を目指すことが根本にあると考えられる。小さな政府を目指すから、地方に権限や財源も移譲すると。この方向性自体をどう評価するか。

私は、その方向性自体は日本の財政状況からすると仕方がない。今さら大きな政府を維持するというのも無理である。日本の将来を考えれば受け入れざるを得ない。

賛成 教育費は、世界の水準と比較すると下位にあり、やはり国の国庫負担制度を2分の1に戻すべきである。どこにいても、やはり均等な教育を受けられるべきだ。

反対 三位一体改革は地方から要請され始まったものであるし、三位一体改革以後、県や知事が子どもたちの教育を、都会と比べて区別したという事例はないと思う。

反対 3分の1に減額になった分は、交付税で措置されている。交付税で入ってくるということは、これの方がよいという考えもできるのではないかと。使途を選べるといふ点であり、ここが非常に重要ではないか。

産業建設 常任委員会

●公の施設の指定管理者の 指定について （俣楽の郷伝承体験館）

平成26年3月31日をもって、前指定管理者である道の駅原尻の滝の指定管理期間が終了し、新たに公募を行い、候補者として豊後後応援団を選定するものです。

問 工房について、地元それぞれのグループが利用しているが、引き続き利用は可能か。

答 陶芸館、体験館等については基本的に条例に基づいた形で市民は利用できる。

問 新しい指定管理者が管理を行うに当たり必要な施設、設備などの整備について、項目・機器ごとにリスト化を行い、前管理者が負担するもの、市が負担するものを明確にして整備を進めていくべきでは。

答 伝承館にグラランドピアノ、スポットライト、音響関係の機器等



俣楽の郷（伝承館）

があり、音響機器は、おおむね現在使用可能である。スポットライトは、一部巻き上げ機械の故障があり、これは市で負担とする。マウンテンバイクは、前指定管理者の道の駅原尻の滝が10台程度所有しており、整備は、新たな指定管理者と協議したいと考えている。

喫茶店の換気扇、厨房の排水については、日常の管理とあるので、前管理者である道の駅原尻の滝に改修をお願いしたいと考えている。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦

はらだむつえ
原田陸枝氏

【三重町赤嶺】

生年月日 昭和28年 6月 28日

任期 自：平成26年10月 1日
至：平成29年 9月 30日



適任

監査委員の選任

あかみねかずのり
赤峯和憲氏

【大野町後田】

生年月日 昭和25年 5月 2日

任期 自：平成26年 7月 1日
至：平成30年 6月 30日



同意

※適任=市長は法務大臣に人権擁護委員を推薦する際、議会の意見（適任か不適任）を聞いて推薦しなければならない。
※同意=市長が選任する副市長、監査委員、教育委員会委員など重要な選任については議会の同意が必要である。